

1. 事業名

隠岐空港喫茶スペースを中心とした交流の場の創出実証事業（以下「本事業」という。）

2. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 履行場所

隠岐空港内喫茶スペース 24.05㎡（別紙フロアマップ参照）

4. 事業の目的

隠岐空港内のテナント機能を向上するため、次の2点に着目して離島空港ならではの取組を募集し、活気ある空港づくりを目指す。

（1）採算性確保のための環境

隠岐空港の定期便は1日2便であり、喫茶利用客の十分な集客が見込めない状況であるが、一方で365日の営業が望ましく、今までと同様の設備や営業形態では採算性確保は困難が予想される。

利用客数が少なくても採算性を確保しつつ、利用者の利便性を向上させることができる環境についてアイデアを募集し、業務を委託する。

（2）通過から交流の場への転換と起業誘導

現在は充電設備やワークスペース等もなく、遅延・欠航時には空港利用者にとって不便なものとなっており、上記のような現状のため、空港離発着以外の時間帯は閑散としている。

喫茶スペースを単なる飲食店としてではなく、新たな交流の場として捉え、喫茶スペースのレイアウトや新しい事業形態等を検討し、島内の様々な店舗や学生の利用、また新規事業者等が起業の可能性を探求しやすい運営アイデアを募集し、業務を委託する。

5. 事業内容

喫茶スペースの有効活用方法の企画立案、また企画内容に応じた喫茶スペースの運営を行うこと。また、実施した運営方法の結果を元に今後の喫茶スペースの活用方法についての助言・提案を取りまとめること。

なお、事業実施にあたり隣接する空港公園等の利用も可能とする。

（1）喫茶スペースの運営（レイアウト構築も含む）

ア 企画内容及び実施時期、回数

企画内容及び実施時期、実施回数等は提案事項とするが、チャーター便就航時、年末年始（帰省客向け）、その他隠岐空港主催のイベント時においては可能な限り実施すること。

具体的な実施日及び出店の調整については、その都度隠岐空港管理所と協議のうえ決定すること。

参考：チャーター便就航回数（R6 9月以降実績23回）9月：9回、10月：11回、12月：2回、2月：1回

空港主催イベント：空の日祭り 例年10月頃開催

イ 実施時間

原則 午前9時から午後5時までの間とする。

その他時間帯の利用については隠岐空港管理所との協議による。

定期便就航時間R7.9月現在

出雲便 9時25分 着 9時55分 発 伊丹便 14時35分 着 15時05分 発

R7.10月26日～（予定）

出雲便 9時30分 着 10時00分 発 伊丹便 15時35分 着 16時05分 発

※ 定期便就航時間は変動する可能性あり。

ウ 出店募集、本事業のPR

出店者募集及び本事業のPR（来場者への周知）のためのチラシ等各種広報を実施すること。

エ 出店者との連絡調整及び使用する機材、物品等の確保

出店の申し込み、出店者の決定、日程調整等出店希望者との連絡調整を十分に行なうこと。

必要な機材、物品等は運営者及び出店者で準備すること。

（本事業費によるレンタル品での準備も可とする）

ただし、島根県と協議の上、承諾した備品は貸し出すことができる。

（2）施設使用料の取り扱い

本事業は実証事業のため、施設使用料及び光熱水費は無償とする。

（3）協議の実施

事業実施過程で疑義が生じた場合、事故等が発生した場合は、速やかに島根県に報告し、その指示を受け早急に対応すること。県と受託者が本事業の実施状況や課題を共有し、迅速な対応を行うために必要な協議を行うこと。

（4）著作権等

本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）購入した備品等その他の権利は、県に帰属するものとする。

（5）研修の実施

空港内には様々なルールがあるため、受託者は隠岐空港管理所職員による研修を受講すること。

また、同様の内容を本事業に関わる従事者へ実施すること。

6. 委託事業完了報告書の作成

完了報告書は、次の内容を含むものとする。

- ・実施内容の詳細
- ・出店者、来場者等の反応や意見
- ・実証事業から得られた効果、及び実現に向けての仕組みや運営方法等の助言・提案

完了報告書は、業務完了後10日以内又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに提出すること。

提出部数は、正本データ5部 電子媒体（DVD等）もしくは電子メールにて提出する。

※ 報告書の様式は、本県と受託者の協議のうえ定めるものとする。

7. その他

- （1）本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、県に対して積極的に提案すること。
- （2）受託者は、本事業の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により県、もしくは来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （3）本事業の実施に起因する会場内構造物の破損や汚れ等については受託者が原状復帰を行うこと。
- （4）本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先の概要、事業内容及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し県が承諾した場合はこの限りではない。
- （5）受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らしたり、本事業の履行以外の目的に使用したりしてはならない。本事業を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。